

（側方衝突警報装置）

- 第67条の5** 側方衝突警報装置の機能、性能等に関し、保安基準第43条の9の告示で定める基準は、協定規則第151号の規則5. 及び6. に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第151号の規則2. 16. の規定中「2. 0m」とあるのは「1. 8m」と読み替えるものとする。
- 2 保安基準第43条の9の告示で定める自動車は、道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部又は左側に特殊な装備を有する自動車とする。